

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 2月2日（月）

期限内早めの提出にご協力よろしくお願ひします。

電子申告（eLTAX）又は郵送でも提出ができます。

《 目 次 》

I 償却資産とは ······ 1 ページ

1 償却資産とは

2 償却資産の具体例（業種別）

3 償却資産の具体例（種類別）

4 償却資産の範囲

5 建築設備等における家屋との区分

II 償却資産の申告 ······ 5 ページ

1 申告が必要な方

2 国税（法人税及び所得税）との主な相違点

3 申告書の作成と提出

4 申告書の提出期限及び提出先

5 課税標準の特例と非課税

III 申告書の書き方（記載例） ··· 9 ページ

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

2 種類別明細書（増減資産・全資産用）

IV 償却資産の課税について ··· 13 ページ

1 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点

2 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出

3 評価額の算出方法

4 評価額の計算例

5 実地調査への御協力のお願い

6 過年度への遡及について

7 不申告、虚偽の申告について

V よくある質問 ······ 16 ページ

償却資産の御案内 ··· 18 ページ



提出先・問い合わせ先

〒306-0392

五霞町大字小福田 1162 番地 1

五霞町役場 町民税務課 課税係

電話 0280-84-1966

I 償却資産とは

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除きます。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

固定資産税は土地や家屋の他に償却資産にも課税され、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、その種類、取得時期、取得価額（付帯費も含みます。）、耐用年数等を資産の所在地の市町村長に申告していただく必要があります（地方税法第383条）。

2 償却資産の具体例（業種別）

業種	主な償却資産の例 ※（ ）内の数字は標準的な耐用年数です。用途や素材によって異なる場合があります
共通	事務机、事務椅子（15 金属製又は8 その他）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（5 手提げ又は20 その他）、物置（10）、壁掛けエアコン（6）、POSレジ（5）、タイムレコーダー（5）、消火器（10）、PC（4）、サーバー（5）、LAN配線（10）、コピー機（5）、外灯（10）、自転車置場（10 樹脂製又は15 金属製）、日除け（15 金属製又は8 その他）、袖看板（18 金属製又は10 その他）、広告用看板（20 金属製又は10 その他）、立看板（3）、蓄電池設備（6）、キューピクル（15）、舗装路面（10 アスファルト敷又は15 コンクリート敷）、屋外給排水設備・屋外ガス設備（15）、電力引込設備（15）
不動産貸付業 (アパート経営等)	門・塀（10 金属造又は15 コンクリート造）、側溝（15）、緑化施設(植栽)（20）、機械式駐車設備（10）、太陽光発電設備（17）、郵便受け・宅配ボックス（10）、ごみ置き場（10 金属製）
喫茶・飲食業	飲食店業用機械及び装置(厨房機器等)（8）、食事・厨房用品（2 陶磁器、ガラス製 又は5 その他）、テーブルセット（5）、テレビ（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、ネオンサイン（3）
理容・美容業	理・美容機器(理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器等)（5）、湯沸器（6）
クリーニング業	洗濯業用機械及び装置(洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等)（13）、家庭用類似の洗濯機（6）
小売業 野菜、食肉、鮮魚等	飲食料品小売業用機械及び装置(切断機、加工機、洗浄機、除去機等)（9）、秤（5）、陳列ケース（6 冷凍機付及び冷蔵機付 又は8 その他）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）
自動車整備業	自動車整備業用機械及び装置(リフト、ジャッキ、タイヤ・ブレーキ機等)（15）、測定・検査工具（5）、治具及び取付工具（3）
金属加工業	金属製品製造業用機械及び装置(ボール盤、旋盤、フライス盤等)（6 金属被覆及び彫刻業又は打はぐ及び金属プレート製造 又は10 その他）、測定・検査工具（5）、治具及び取付工具（3）
医療業	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、消毒殺菌用機器（4）、光学検査機器（6 ファイバースコープ又は8 その他）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）
農業	ビニールハウス（14 金属造、8 樹脂造 又は5 木造）、農業用機械及び装置(電動機、ボイラ、噴霧機、洗浄機等)（7）
宿泊業	宿泊業用機械及び装置(厨房機器、洗濯機、ボイラ等)（10）、ベッド（8）、室内装飾品（15 金属製又は8 その他）

3 資産の具体例（種類別）

資産の種類		具体例
1	構築物	舗装路面、広告用看板、LAN配線、門・塀、側溝、緑化施設(植栽)、外灯、自転車置場
	建物付属設備	蓄電池設備、キュービクル、屋外給排水設備・屋外ガス設備、電力引込設備、袖看板、日除け
2	機械及び装置	大型特殊自動車(0,00~09 及び 000~099 ナンバーのもの)、機械式駐車設備、太陽光発電設備、飲食店業用機械及び装置(厨房機器等)、洗濯業用機械及び装置(洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等)
3	船舶	モーターボート
4	航空機	飛行機、ヘリコプター
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(9,90~99 及び 900~999 ナンバーのもの) ※自動車税(種別割)の対象となる自動車、軽自動車税(種別割)の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除く
6	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、物置、壁掛け工アコン、POSレジ、タイムレコーダー、消火器、PC、サーバー、コピー機、立看板、郵便受け・宅配ボックス、ごみ置き場、食事・厨房用品、テーブルセット、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、ネオンサイン、理・美容機器(理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器等)、湯沸器、家庭用類似の洗濯機、秤、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、測定・検査工具、治具及び取付工具、レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、光学検査機器、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、室内装飾品

4 償却資産の具体例（種類別）

(1) 申告の対象となる資産

次のア及びイの要件を満たすものが申告の対象となります。

ア 令和8年1月1日現在事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産のうち、税務会計上減価償却の対象となるべき資産です。

なお、次のような資産であっても、事業の用に供することができる場合は申告の対象となります。

(ア) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

(イ) 償却済資産（減価償却が終わった資産）

(ウ) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

(エ) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

(オ) 建設仮勘定に経理されているが、既に完成している資産

(カ) 建物勘定（建築設備を含む。）に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

イ 耐用年数が1年を超えて取得価額が10万円以上の資産です。ただし、法人の場合10万円未満の資産でも個別に減価償却した資産は申告の対象となります。少額の減価償却資産の取扱いは次表を御確認ください

〈少額減価償却資産の取扱い〉

項目	取得価格	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
1 一時損金算入 取得価格 10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの (法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項)	申告対象外				
2 3年一括償却 取得価格 20万円未満のうち3年間で一括償却したもの (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	申告対象外				
3 リース資産 ファイナンスリース資産取引に係る資産 (法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産)	申告対象外		申告対象		
4 中小企業特例 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの (租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)		申告対象			
5 個別減価償却(法人のみ) 個別に減価償却しているもの			申告対象		

注) 1、2の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付(主要な事業として行われるものと除く。)の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となり申告の必要があります。

(2) 申告の対象とならない資産

ア 自動車税(種別割)の課税客体となる自動車、軽自動車税(種別割)の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

※ナンバープレートの有無で判断するものではありません。

イ 牛、馬、果樹、その他生物(観賞用、興行用等のものは申告対象です。)

ウ 無形固定資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)

エ 繰延資産(開業費、開発費等)

オ 棚卸資産(商品、原材料等)

カ 美術品等(時の経過によりその価値の減少しない資産)

キ 劣化資産(冷媒、触媒、熱媒等)

5 建築設備等における家屋との区分

(1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、家屋に含めて取り扱います。これに対して、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。

ア 構造的に家屋と一体となっていないもの

イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの

ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等

エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの(ホテル等の厨房設備、洗濯設備等)

(2) ビル等を借り受けて事業をされている賃借人(テナント)が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産は、償却資産として賃借人に課税されるため、賃借人の方が申告してください。

〈家屋と償却資産の区分表〉

※この表は、主な設備等の例示です。◎に該当する資産は償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建設工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	◎		◎
	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電設備、蓄電設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器・大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

II 償却資産の申告

1 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等、事業を行っている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の所有状況（種類、取得時期、取得価額、耐用年数等）を申告してください。リース資産については原則としてリース会社等（貸主）が申告が必要な方となりますが、契約内容によって異なる場合があります。

リース契約の内容	申告が必要な方
通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外リース)	貸主
売買にあたるようなリース (所有権留保付割賦販売)	借主

2 国税（法人税及び所得税）との主な相違点

項目	固定資産税 (償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年	事業年度
減価償却の方法	定率法 (国税では旧定率法に あたる)	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制（建物は旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制（建物は定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制（建物、建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度	認めていない	認めている
中小企業の少額原価 償却資産の特例	認めている	認めている（租税特別措置法）
特別償却・割増償却	認めている	認めている（租税特別措置法）
増加償却	認めている	認めている（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価格）
改良費	区分評価	原則区分評価

3 申告書の作成と提出

(1) 申告書の作成

提出していただく書類は「償却資産申告書」及び「種類別明細書」です。作成方法の詳細は9ページから12ページの記載例をご覧ください。

(2) 申告書の提出方法及び申告方式

ア 書類（紙）による提出

窓口又は郵送で書類を提出する方法です。郵送で提出する申告書の控が必要な方は、控用の申告書のほか、返信先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

(ア) 電算処理方式

評価額等の算出を事業者側で行う申告方式です。令和8年1月1日現在所有している全ての資産を申告してください。

(1)一般申告方式

評価額等の算出を本町で行う申告方式です。本町に既に申告をされている方には、前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書を送付しますので、減少等の異動があった資産は抹消・修正を、新たに取得した資産は追加記入をして提出してください。

本町に初めて申告される方は、白紙の種類別明細書に令和8年1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。翌年度以降は、申告された資産を印字した種類別明細書をお送りします。

イ 電子申告による提出

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して、申告データを送信する方法です。電子申告の利用方法や申告データの作成方法については、地方税共同機構のホームページを御確認ください。電子申告を利用する方は書類の提出は不要です。

固定資産税（償却資産）を申告する皆様へ

エルタックス
**eLTAX の電子申告を
ぜひご利用ください！**

地方税の申告や届出が自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができるようになりました。かんたん・便利なエルタックスをぜひご利用ください。

償却資産の申告の際には増加・減少の明細書の添付をお願いいたします。

eLTAXの利用手続きなどの詳細はホームページ等でご確認ください。

エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話によるお問合せ（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝休日・年末年始除く）

エルタックスヘルプデスク 0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）

4 申告書の提出期限及び提出先

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は**令和8年2月2日(月)**までに、五霞町町民税務課課税係へ提出してください。早期提出に御協力をお願いします。

5 課税標準の特例と非課税

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産は、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有する場合は、「課税標準の特例該当償却資産明細書」を提出していただか、資産の種類、適用条文ごとに該当する資産を記載した種類別明細書の作成をお願いします。特例が適用される最初の年度は確認書類も提出してください。

〈課税標準の特例の対象となる償却資産の例〉

対象資産	根拠法令 (地方税法)	特例割合	確認書類
家庭的保育事業実施施設	第349条の3第27項	1/2(注)	認可を受けたことを証明する書類
居宅訪問型保育事業実施施設	第349条の3第28項		
事業所内保育事業実施施設 (利用定員5人以下)	第349条の3第29項		
総合効率化事業者新設・増設倉庫附属機械設備	第1項第2号	3/4 一部1/2	総合効率化計画の認定書類等
汚水又は廃液の処理施設	第2項第1号	1/2(注)	水質汚濁防止法に基づく特定施設届出書等
特定再生可能エネルギー発電設備	第25項第1号	2/3(注)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書
	第25項第2号	6/7(注)	
	第25項第3号	3/4(注)	補助事業者等が交付する補助金等が確定した事がわかる書類
	第25項第4号	1/2(注)	出力規模が確認できる書類(仕様書・見積書)等
中小企業等経営強化法の先端設備等	第43項	1/2	先端設備等導入計画の認定書の写し
中小企業等経営強化法の先端設備等 (賃上)		1/4	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等

注)地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。

(2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する非課税資産を所有している場合は、「種類別明細書(非課税の適用のあるもの)」を提出していただか、資産の種類、適用条文ごとに該当する資産を記載した種類別明細書の作成をお願いします。該当する資産を新たに取得した場合は、「固定資産税非課税認定申請書」及び確認書類も併せて提出してください。

〈非課税の対象となる償却資産の例〉

対象資産	根拠規定 (地方税法 348 条)	確認書類
学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産 学校法人等が設置する寄宿舎で直接その用に供する固定資産	第2項第 9 号	定款、認可証等
社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	第2項第 10 号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等
社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	第2項第 10 号の2	(施設及び事業例) 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所
社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	第2項第 10 号の3	児童養護施設 児童発達支援センター
学校法人等が認定こども園の用に供する固定資産	第2項第 10 号の4	認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	第2項第 10 号の5	福祉ホーム 身体障害者福祉センター
社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	第2項第 10 号の6	老人デイサービス
社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	第2項第 10 号の7	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	第2項第 10 号の8	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業
介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	第2項第 10 号の9	
児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産	第2項第 10 号の 10	
公益社団法人等が学術研究の用に供する固定資産	第2項第 12 号	定款、法人登記簿謄本等

III 申告書の書き方（記載例）

1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

提出していただく書類は「償却資産申告書」及び「種類別明細書」です。下記例を参考に各項目を記載してください。なお、本町に既に申告をされている方には、前年度までの申告内容等を事前印字しています。印字されている項目に変更、誤り等がありましたら訂正をしてください。

<p>申告書提出日をご記入ください。</p> <p>受付印</p> <p>3・個人の場合 氏名・フリガナをご記入ください。 屋号があればご記入ください。</p> <p>・法人の場合 法人名・フリガナ及び代表者の氏名をご記入ください。</p> <p>4 公簿上の生年月日又は設立年月日をご記入ください。</p> <p>(イ) 前年前に取得したもの 前年度申告書の（二）の額をご記入ください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少したもの 前年1月2日から本年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別にご記入ください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得したもの 前年1月2日から本年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別にご記入ください。</p> <p>(ニ) 計(イ)-(ロ)+(ハ) (イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した、取得価額を種類別にご記入ください。</p>	<p>1 郵便番号・住所及び電話番号をご記入ください。</p> <p>2 公簿上の住所又は所在地をご記入ください。</p> <p>5 個人番号又は法人番号をご記入ください。</p> <p>6 事業種目を具体的にご記入ください。 また、資本金又は出資金等の金額もご記入ください。</p> <p>7 五霞町内で事業を開始した年月をご記入ください。</p> <p>8 この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号をご記入ください。</p> <p>9 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号をご記入ください。</p> <p>10~16 該当する方に☑チェックしてください。</p> <p>17 住所と資産所在地が異なる場合や、2つ以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地をご記入ください。 また、事業用家屋の所有区分について該当する方に☑チェックしてください。</p> <p>18 借用（リース）資産の有無について、該当する方に☑チェックしてください。 借用資産がある場合には貸主の名称等をご記入ください。</p> <p>19 資産増減がない場合は☑チェックしてください。</p> <p>20 事業を行っている方で償却資産を所有されていない方は☑チェックしてください。</p> <p>21 前年中に転出・廃業・解散等があった方は☑チェックしてください。</p> <p>22 その他、この申告書に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項があればご記載ください。</p>	<p>令和X年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）</p> <p>五霞町長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所</td> <td style="width: 15%;">1 フリガナ 住 所 [納税通知書送付先] 電話番号</td> <td style="width: 15%;">2 フリガナ 公簿上の住所 又は所在地</td> <td style="width: 15%;">5 個人番号又は 法人番号</td> <td style="width: 15%;">10 縮耐用年数の承認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有 者</td> <td>306-0311 五霞町大字小福田1162番地1 0280-84-1966</td> <td>五霞町大字小福田 1162 番地 1</td> <td>1234567890123</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>五霞食品 株式会社 法人にあってはその 名称及び代表者の氏名</td> <td>五霞 次郎 代表取締役 五霞 太郎</td> <td>事業種目 資本金又は出資金の額</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>五霞 太郎 ○○屋</td> <td>令和X年X月</td> <td>10,000 千円</td> <td><input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>4 公簿上の生年月日 又は設立年月日</td> <td>6 事業開始年月</td> <td>8 この申告に応答する者 の係及び氏名</td> <td>13 課税標準の特例</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>9 税理士等の氏名 電話番号</td> <td>14 特別償却又は圧縮記帳</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>五霞 花子 0000-00-0000</td> <td>15 税務会計上の償却方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16 青色申告</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table> <p>（用紙日本産業規格 A4・草色）（第十四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">資産の種類</td> <td style="width: 15%;">取 得 価 額</td> <td style="width: 15%;">前年中に取得したもの (イ)</td> <td style="width: 15%;">前年中に減少したもの (ロ)</td> <td style="width: 15%;">前年中に取得したもの (ハ)</td> <td style="width: 15%;">計((イ)-(ロ)+(ハ))</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び器具 6 工具、器具及び備品 7 合計</td> <td>十億 百万 千 円 0</td> <td>十億 百万 千 円 0</td> <td>十億 百万 千 円 0</td> <td>十億 百万 千 円 16800000</td> <td>十億 百万 千 円 16800000</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>40000000</td> <td>0</td> <td>40000000</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>8500000</td> <td>0</td> <td>8500000</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>65300000</td> <td>0</td> <td>65300000</td> </tr> <tr> <td>資産の種類</td> <td>※評価額 (元)</td> <td>※決定価格 (元)</td> <td>※課税標準額 (元)</td> <td>数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び器具 6 工具、器具及び備品 7 合計</td> <td>十億 百万 千 円 15255000</td> <td>十億 百万 千 円 15255000</td> <td>十億 百万 千 円 10170000</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>35880000</td> <td>35880000</td> <td>17940000</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6774500</td> <td>6774500</td> <td>6774500</td> <td>45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>57909500</td> <td>57909500</td> <td>34884500</td> <td>52</td> <td></td> </tr> </table> <p>※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。</p> <p>(本) (ハ) (ト) ※この欄には電算処理による申告をする方のみご記入ください。</p>	所	1 フリガナ 住 所 [納税通知書送付先] 電話番号	2 フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	5 個人番号又は 法人番号	10 縮耐用年数の承認	有 者	306-0311 五霞町大字小福田1162番地1 0280-84-1966	五霞町大字小福田 1162 番地 1	1234567890123	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	五霞食品 株式会社 法人にあってはその 名称及び代表者の氏名	五霞 次郎 代表取締役 五霞 太郎	事業種目 資本金又は出資金の額	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	五霞 太郎 ○○屋	令和X年X月	10,000 千円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	6 事業開始年月	8 この申告に応答する者 の係及び氏名	13 課税標準の特例		7	9 税理士等の氏名 電話番号	14 特別償却又は圧縮記帳			五霞 花子 0000-00-0000	15 税務会計上の償却方法				<input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法				16 青色申告				<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資産の種類	取 得 価 額	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び器具 6 工具、器具及び備品 7 合計	十億 百万 千 円 0	十億 百万 千 円 0	十億 百万 千 円 0	十億 百万 千 円 16800000	十億 百万 千 円 16800000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40000000	0	40000000	0	0	8500000	0	8500000	0	0	65300000	0	65300000	資産の種類	※評価額 (元)	※決定価格 (元)	※課税標準額 (元)	数量		1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び器具 6 工具、器具及び備品 7 合計	十億 百万 千 円 15255000	十億 百万 千 円 15255000	十億 百万 千 円 10170000	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35880000	35880000	17940000	5		6774500	6774500	6774500	45		57909500	57909500	34884500	52	
所	1 フリガナ 住 所 [納税通知書送付先] 電話番号	2 フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	5 個人番号又は 法人番号	10 縮耐用年数の承認																																																																																																																												
有 者	306-0311 五霞町大字小福田1162番地1 0280-84-1966	五霞町大字小福田 1162 番地 1	1234567890123	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																																																																																												
	五霞食品 株式会社 法人にあってはその 名称及び代表者の氏名	五霞 次郎 代表取締役 五霞 太郎	事業種目 資本金又は出資金の額	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																																																																																												
	五霞 太郎 ○○屋	令和X年X月	10,000 千円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																																																																																												
4 公簿上の生年月日 又は設立年月日	6 事業開始年月	8 この申告に応答する者 の係及び氏名	13 課税標準の特例																																																																																																																													
	7	9 税理士等の氏名 電話番号	14 特別償却又は圧縮記帳																																																																																																																													
		五霞 花子 0000-00-0000	15 税務会計上の償却方法																																																																																																																													
			<input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法																																																																																																																													
			16 青色申告																																																																																																																													
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																																																																													
資産の種類	取 得 価 額	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))																																																																																																																											
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び器具 6 工具、器具及び備品 7 合計	十億 百万 千 円 0	十億 百万 千 円 0	十億 百万 千 円 0	十億 百万 千 円 16800000	十億 百万 千 円 16800000																																																																																																																											
	0	0	0	0	0																																																																																																																											
	0	0	0	0	0																																																																																																																											
	0	0	0	0	0																																																																																																																											
	0	0	40000000	0	40000000																																																																																																																											
	0	0	8500000	0	8500000																																																																																																																											
	0	0	65300000	0	65300000																																																																																																																											
資産の種類	※評価額 (元)	※決定価格 (元)	※課税標準額 (元)	数量																																																																																																																												
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び器具 6 工具、器具及び備品 7 合計	十億 百万 千 円 15255000	十億 百万 千 円 15255000	十億 百万 千 円 10170000	2																																																																																																																												
	0	0	0	0	0																																																																																																																											
	0	0	0	0	0																																																																																																																											
	0	0	0	0	0																																																																																																																											
	35880000	35880000	17940000	5																																																																																																																												
	6774500	6774500	6774500	45																																																																																																																												
	57909500	57909500	34884500	52																																																																																																																												

2 種類別明細書（増減資産用）

1) 増加資産の場合 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産、他の市町村から移動してきた資産、前年前までに取得した資産で申告漏れとなっていた資産をご記入ください。

2) 減少資産の場合 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに売却・滅失・移動等によって資産を減少させた場合、またはその資産の訂正をする場合ご記入ください。

		所有者名		1枚のうち		令和X年度		種類別明細書（増減資産用）		注意6			
		五霞食品 株式会社		1枚 目						帳票識別コード 0003			
行番号	●異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3)		元日取得 (注4)	取 得 価 額 (注5)	耐用年数	申告年度 (注6)	増減事由	摘要 (注7)
						年号	年						
01	1	1	379210	自動車用充電	2	X X X		120000000	07	06	1		
02	1	5	379209	車両	5	X X X		3500000	07	06	1		
03	1	6	379207	ノートパソコン	25	X X X	1	1800000	05	06	1		
04	2	6	379201	デスクトップパソコン	5	X X X		0	05	01	4	減少前取得価格 1,000,000 円	
05													
06													
07													
08													
09													
※注意書きをよく確認しご記入ください。													
11													

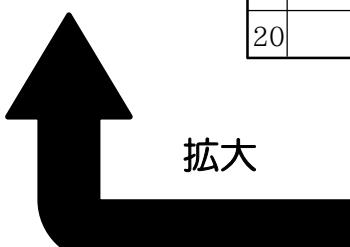
第一六号様式別表一（提出用）
(用紙一)

- 注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
- 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（(例)全部減少の場合は「0」が入ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
- 注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

19												
20												
小計 32 17,300,000												

- 注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
- 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（(例)全部減少の場合は「0」が入ります）を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
- 注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

（第十四条関係）



IV 償却資産の課税について

1 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点

(1) 課税標準

課税標準は、1月1日における償却資産の価格（課税標準の特例（7ページ参照）の適用を受けるものは適用後の額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

(2) 税率

税率は100分の1.4です。

(3) 税額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4 / 100）

(4) 納期・納期限

固定資産税（償却資産）は、第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（12月）及び第4期（翌年2月）の4回の納期に分けて納めていただきます。納期限は、各納期の末日になります。その日が、土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、それらの日の翌日が納期限となります。

(5) 免税点

同一区内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

2 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出

(1) 価格等の決定

申告書に基づいて価格等を決定し、償却資産課税台帳に登録します。

(2) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に価格等を登録した後、その旨を公示します。納税義務者等の方は、役場町民税務課窓口において償却資産課税台帳を閲覧することができます。

(3) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、上記(2)の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出することができます。また、償却資産課税台帳に登録された価格以外の事項に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求することができます。

3 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、国が定める固定資産評価基準により、取得価額を基準とし、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた減価を考慮して求めます。なお、計算した評価額が取得価額の5%に満たない場合は、取得価額の5%の額となります。

具体的には、次の算式により求めます（ r は耐用年数に応する定率法による減価率（年率）です）。

前年中に取得した資産 (令和7年1月2日から令和8年1月1日に取得)	前年前に取得した資産 (令和7年1月1日以前に取得)
$\text{取得価格} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) = \text{評価額}$ <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> r <small>※1</small> (1 - $\frac{r}{2}$) 減価残存率 </div>	$\text{前年度評価額} \times \left(1 - r\right) = \text{評価額}$ <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> (1 - r) 減価残存率 </div>

※1 小数点以下第4位を四捨五入

※2 評価額の1円未満は切捨

〈原価残存率表〉

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$	$1 - \frac{r}{2}$
2年	0.684	0.658	0.316	16年	0.134	0.933	0.866
3年	0.536	0.732	0.464	17年	0.127	0.936	0.873
4年	0.438	0.781	0.562	18年	0.120	0.940	0.880
5年	0.369	0.815	0.631	19年	0.114	0.943	0.886
				20年	0.109	0.945	0.891
6年	0.319	0.840	0.681	21年	0.104	0.948	0.896
7年	0.280	0.860	0.720	22年	0.099	0.950	0.901
8年	0.250	0.875	0.750	23年	0.095	0.952	0.905
9年	0.226	0.887	0.774	24年	0.092	0.954	0.908
10年	0.206	0.897	0.794	25年	0.088	0.956	0.912
11年	0.189	0.905	0.811	26年	0.085	0.957	0.915
12年	0.175	0.912	0.825	27年	0.082	0.959	0.918
13年	0.162	0.919	0.838	28年	0.079	0.960	0.921
14年	0.152	0.924	0.848	29年	0.076	0.962	0.924
15年	0.142	0.929	0.858	30年	0.074	0.963	0.926

4 評価額の計算例

(1) 「令和7年2月取得、取得価格347,000円、耐用年数5年」の資産の場合

令和8年度

$$347,000 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{0.369}{2}\right) = 282,805 \text{ 円} \text{ (評価額)}$$

(2) 「令和6年10月取得、取得価格1,208,700円、耐用年数9年」の資産の場合

令和7年度

$$1,208,700 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{0.226}{2}\right) = 282,805 \text{ 円} \text{ (前年度評価額)}$$

令和8年度

$$1,072,116 \text{ 円} \times (1 - 0.226) = 829,817 \text{ 円} \text{ (評価額)}$$

5 実地調査への御協力のお願い

本町では申告された後、地方税法第 403 条第2項及び第 408 条に基づき実地調査を行っています。調査に当たり、地方税法第 353 条の規定により、法人税（所得税）申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合があります。また、地方税法第 354 条の2に基づき、法人税（所得税）に関する書類の閲覧を行うことがあります。なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

6 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正による賦課決定は、現年度だけではなく過年度にも遡及（地方税法第 17 条の5第5項の規定により5年度分）します。なお、過年度分において賦課することとなった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

7 不申告、虚偽の申告について

正当な理由がなく申告しない場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条並びに五霞町税条例第 75 条の規定により、過料又は罰則を科されることがあります。

V よくある質問

Q. 申告書が届いたら毎年必ず申告する必要がありますか？

A. 申告書が届きましたら申告をお願いします。

Q. 資産に異動がない場合も毎年申告する必要がありますか？

A. 資産に異動がない場合であっても、その旨の申告をお願いしています。申告書の「19 資産に増減なし」欄に□チェックをして申告書を提出してください。

Q. 税務署への確定申告とは別に、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A. 税務署への申告は国税に関するものであり、町への申告は地方税（固定資産税）に関するものです。税務署への申告とは別に、償却資産の申告が必要です。

Q. 事業を行っているが償却資産を所有していない場合は申告の必要がありますか？

A. 「20 該当資産なし」欄に□チェックをして申告書を提出してください。

Q. お店を開業して償却資産の申告をしましたが、事業をしている間はずっと課税されるのでしょうか？

A. 資産の取得価額等から算出する課税標準が 150 万円（免税点）を下回ると課税されません。

Q. 申告書用紙の送付が不要な場合はどうすればよいですか？

A. 「22 備考」欄に送付不要の旨を記載して申告書を提出してください。次年度から用紙一式の送付を控えさせていただきます。

Q. 償却資産を改良したのですが、申告が必要ですか？

A. 必要です。償却資産の改良のため支出した金額（資本的支出）がある場合は、本体部と区別して申告をお願いします。この場合、本体と同一の耐用年数を御使用ください。

Q. ブルドーザーやクレーン車を所有しているのですが、申告が必要ですか？

A. ブルドーザーやクレーン車のような大型特殊自動車は、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の課税対象とならないため申告が必要です。ナンバープレートの有無は申告の対象を判断するものではありません。

Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も償却資産の申告をしなければならないのですか？

A. 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限り、申告をする必要があります。なお、償却資産の評価額の最低限度額は取得価額の 5% です。国税の取扱いとは異なります。

Q. 転出・廃業したのですが・・・

A. 転出・廃業等により、申告すべき資産が本町になくなつた場合は、「21 転出・廃業・解散等」欄に☑ チェックをして申告書を提出してください。

Q. 設備の設置費用は申告の対象となりますか？

A. 資産の取得価額は購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用が含まれます。設置費用等の付帯費を含めて御申告ください。



償却資産の御案内

1 儻却資産とは

償却資産とは、事業を行っている方が、その事業のために所有している資産(構築物、機械、器具及び備品等)をい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

2 対象となる方

個人、法人を問わず、1月1日(賦課期日)において、五霞町内で事業を行っている方が対象となります。

3 申告対象となる資産

土地・家屋として課税されているもの以外の事業の用に供する資産です。

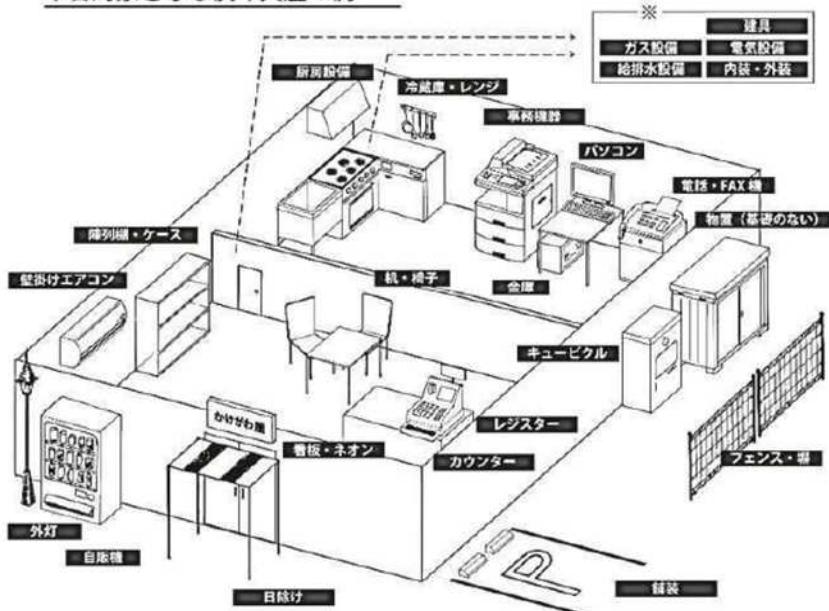
4 特定附帯設備について※

賃借人(テナント)等の家屋の所有者以外の方が取り付けた事業用の内装及び建築設備などは、償却資産の申告対象です。賃借人(テナント)の方が申告してください。

5 家屋と償却資産の区分

建物勘定や建物附属設備勘定に経理されているものであっても、固定資産税における「家屋」に含まれない資産は償却資産の申告対象になります。

申告対象となる償却資産の例



業種	主な償却資産の例 []内の数字は資産の標準的な耐用年数です
共通	事務机[15]、事務椅子[15]、応接セット[8]、ロッカー[15]、キャビネット[15]、金庫[5手提げ 又は 20 その他]、壁掛けエアコン[6]、POS レジ[5]、タイムレコーダー[5]、消火器[10]、PC[4]、サーバー[5]、LAN配線[10]、コピー機[5]、外灯[10]、日除け[15 金属製 又は 8 その他]、袖看板[18 金属製又は 10 その他]、広告用看板[20 金属製 又は 10 その他]、立看板[3]、蓄電池設備[6]、キューピクル[15]、舗装路面[10 アスファルト敷又は 15 コンクリート敷]、屋外給排水設備・屋外ガス設備[15]、電力引込設備[15]
飲食業	飲食店業用機械及び装置(厨房機器等)[8]、食事・厨房用品[2 陶磁器、ガラス製又は 5 その他]、テーブルセット[5]、テレビ[5]、カラオケ[5]、冷蔵庫[6]、ネオンサイン[3]
理容業・美容業	理・美容機器(理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器等)[5]、湯沸器[6]
クリーニング業	洗濯業用機械及び装置(洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等)[13]、家庭用類似の洗濯機[6]
小売業 野菜・果実・食肉・鮮魚・酒類 等	飲食料品小売業用機械及び装置(切断機、加工機、洗浄機、除去機等)[9]、秤[5]、陳列ケース[6 冷凍機付及び冷蔵機付 又は 8 その他]、冷蔵庫[6]、自動販売機[5]